

諮問日：令和2年11月18日（令和2年度（情）諮問第13号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（情）答申第39号）

件名：長崎家庭裁判所における特定の事件につき特定の家庭裁判所調査官が引継業務のために作成した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、長崎家庭裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、長崎家庭裁判所長が令和2年7月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

1 不開示の理由自体が趣旨不明であり、理由になっていない。

作成又は取得していないという表現では、そもそも当該文書を作成していないのか、あるいは作成はしたが取得していないのか明確ではない。端的に言えば、明確でないどころか、作成したのか作成していないのか曖昧なままであり、かつ、両立し得ないことを理由としているゆえ、これでは理由になり得ないので納得できない。

なお、開示申出人としては、そもそも当該文書を作成していないということ自体あり得ないと考えている。

2 苦情申出人が前任の家庭裁判所調査官と行ったやり取りの状況と内容に鑑みれば、およそ引継ぎに関する文書が作成されていないということはにわかに信

じ難く、文書は作成されていたはず、と考えるのが自然である。裁判所は言うまでもなく人事異動が不可避で、かつ、組織として職務を行う官庁ゆえ、その性質上、人事異動という組織内部の事情・理由によって、事件のスムーズな進捗が阻害されることがないように、引継書の作成という方法は普通に行われているはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示の申出を受け、長崎家庭裁判所において本件開示申出文書を探索したが、該当する司法行政文書は作成又は取得しておらず、存在しなかった。

なお、家庭裁判所調査官の交代時における引継ぎに関する文書として、前任者が後任者にもっぱら特定の事件における裁判事務処理上の引継事項を伝えることのみを目的として作成される文書が考えられるところ、これは、裁判事務に関する文書であって司法行政文書には当たらないから、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

- 2 苦情申出人は、司法行政文書不開示通知書記載の開示しないこととした理由について、文書を作成したのかしていないのか曖昧なままであり、かつ、両立し得ないことを理由としていることから理由になり得ない旨述べた。しかし、長崎家庭裁判所において本件開示申出文書を司法行政文書として作成しておらず、また、取得もしていないという趣旨を「作成又は取得していない」と記載したものであり、本理由は、その趣旨を明確かつ的確に示していると考えられる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 令和2年11月18日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和3年2月19日 | 審議 |
| ④ | 同年3月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、前任の家庭裁判所調査官と行ったやり取りの状況と内容に鑑みれば、およそ引継ぎに関する文書が作成されていないということにはわかに信じ難く、本件開示申出文書は作成されていたはずである旨主張する。

取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものとされている。よって、司法行政文書には、裁判事務に関する文書に該当するものは含まれない。

本件開示の申出については、家庭裁判所調査官の交代時における引継ぎに関する文書として、前任者が後任者に専ら特定の事件における裁判事務処理上の引継事項を伝えることのみを目的として作成される文書が想定されるが、このような文書は、家庭裁判所調査官が裁判手続に関して職務上作成した文書であって、通常、裁判部において保管される文書であると考えられるから、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には該当しないと解される。

このことを踏まえれば、本件開示の申出を受けて、長崎家庭裁判所において本件開示申出文書を探索したが、該当する司法行政文書は作成し又は取得しておらず、存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、長崎家庭裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、長崎家庭裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 なお、苦情申出人は、「作成又は取得していない」という不開示の理由の表現が明確ではなく曖昧であり、かつ、両立し得ないことを理由としているため、理由になり得ない旨主張する。しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、長崎家庭裁判所において本件開示申出文書を司法行政文書として作成しておらず、また、取得もしていないという趣旨を「作成又は取得していな

い」と記載したものであるとのことであり、上記1の判断も踏まえれば、本件開示の申出に対する応答として、このような理由の記載が不明確であるとも曖昧であるともいえない。

そのほか、苦情申出人の主張は、いずれも上記1の判断を左右するものではない。

- 3 以上のとおり、原判断については、長崎家庭裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

長崎家庭裁判所壱岐支部に係属中の特定の事件につき調査官に対して発せられた調査命令に関し，令和2年3月末までの間担当であった特定の調査官が作成した，同人の人事異動に伴う後任の担当調査官に向けて引継ぎ業務のために作成された文書（電磁的記録を含む）の一切（名称を問わない。）